

新居浜工業高等専門学校毒物，劇物及び危険物取扱要項

平成 26 年 2 月 10 日要項第 2 号

(目的)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物，劇物及び危険物の取扱いについては，独立行政法人国立高等専門学校機構毒物，劇物及び危険物取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第 114 号）（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか，この要項の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において，用語の定義は次のとおりとする。

- 一 管理者 機構規則第 4 条及び第 5 条により，校長とする。
- 二 管理責任者 機構規則第 4 条及び第 5 条により，事務部長とする。
- 三 毒劇物等取扱者 機構規則第 8 条に定める者とする。

(使用)

第 3 条 毒劇物等取扱者（以下「取扱者」という。）は，毒物及び劇物の取扱いを開始しようとする場合は，事前に毒物・劇物取扱開始届（別紙様式 1）により管理責任者に届け出なければならない。

- 2 管理責任者は，前項の届出事項が，機構規則第 9 条の毒物及び劇物の保管要件を満たしていない場合は，届出を留保し改善を求めることができる。取扱中においても，保管要件を欠いた場合は同様とする。
- 4 取扱者は，取扱いをやめる場合も，不用となった毒物及び劇物を完全に処理するまで機構規則及びこの要項を厳守しなければならない。
- 5 取扱者は，学生が毒物及び劇物を使用する時は，事前に説明を十分行い，立会いのもとでなければ使用させてはならない。

(報告)

第 4 条 管理責任者は，取扱者及び保管状況を毒物・劇物取扱保管状況台帳（別紙様式 2）に記載し把握するとともに，毎年 5 月 1 日現在の状況を管理者に報告するものとする。

(鍵の貸出し等)

第 5 条 取扱者は，毒物及び劇物の保管庫の鍵を他の者に貸与してはならない。

(事故の措置)

第 6 条 取扱者は，毒物及び劇物が盗難，又は紛失したときは，直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 取扱者は，毒物及び劇物が飛散し，漏れ，流れ出，しみ出，又は地下等にしみ込んだ場合において，保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは，直ちに管理者に届け出

るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

(実験等の停止)

第7条 取扱者は、事故が発生した場合は直ちに実験等を停止しなければならない。

2 管理者は、取扱者に改善を求めても応じない時は、実験等の中止を命じることができる。

(検査)

第8条 機構規則第11条に定める検査に関し、必要な事項は別に定める。

(危険物)

第9条 危険物の保管・使用・検査等については別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成26年2月10日から施行する。

2 新居浜工業高等専門学校毒物、劇物及び危険物取扱要領(平成25年6月1日制定)は、廃止する。

毒物・劇物取扱開始届

平成 年 月 日

毒物劇物等管理責任者（事務部長） 殿

学科等名 _____

氏 名 _____ 印

このたび、下記のとおり（毒物・劇物）の取扱いを開始したいので、届け出ます。
なお、当該薬品の取扱いにあたっては、毒劇物等に関する関係法令、機構規則及び本校取扱要項を遵守することを確約します。

記

1. 薬品名 ()
2. 使用目的 研究用 教育用（学生実験等）
3. 開始時期 平成 年 月 日頃
4. 保管場所 ()
5. 保管庫 金庫又は金属製ロッカーである
 一般薬品と区別されている
 「医薬用外」、「毒物」、「劇物」の表示がされている
 施錠及び鍵の管理を行う
 倒壊防止の措置がされている
 薬品容器は、仕切り付トレイ等で転落防止措置がとられている
いる
(確認の上、チェックをしてください。上記要件が満たされない場合は、取扱いができません。)
6. 使用簿 機構規則第 10 条に定める使用簿により受払を記録する

